

八幡市の中小企業・商店街等の皆様のための

# 商工業活性化補助金

地域に根差した商工業活動の活性化を図ることにより、市民の日常生活の利便性向上、また、活力ある地域経済・地域社会を目指すため、事業者等の商工業振興にかかる取り組みに対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

## 1. 八幡で買おう応援事業

補助率 1/2 補助限度額：30万円  
※1事業者あたり2回まで補助対象とします

### 【補助対象者】

商工団体等、市内中小企業者（3事業者以上が共同で実施する場合）

### 【補助対象事業内容】

＜販促支援＞地元商店等への来店機会の増加を目的として実施する販売促進事業

## 2. 八幡を広めよう応援事業

補助率 1/2 補助限度額：10万円  
展示会が国外の場合は補助限度額30万円  
※1事業者あたり2回まで補助対象とします

### 【補助対象者】

市内中小企業者

### 【補助対象事業内容】

＜販路拡大支援＞地元事業者の製品及び技術の販路拡大を目的として展示会等への出展を行う事業

## 3. 八幡を整えよう応援事業

補助率 1/3 補助限度額：200万円  
補助金の額が20万円以下となる場合は補助の対象としない

### 【補助対象者】

商店街等、市内商店街団体等

### 【補助対象事業内容】

＜施設整備＞商店街等の来客者の安心・安全を確保するため、「京都府新しい商店街づくり総合支援事業費補助金（商店街にぎわい施設・設備整備事業）」の対象となる事業

## 4. 八幡で始めよう応援事業

補助率 1/2 補助限度額：30万円

### 【補助対象者】

市内で、創業、第二創業に取り組む者

※ただし、八幡市商工会に3年間加入することを要件とします。

※第二創業とは「事業承継を契機として既存事業以外の新事業を開始すること」としています。

### 【補助対象事業】

＜創業支援＞市内で創業もしくは第二創業に取り組む事業

## 5. 八幡で作ろう応援事業

補助率 1/2 補助限度額：10万円

### 【補助対象者】

市内中小企業者

### 【補助対象事業】

＜地場産品開発＞新たなヤワタカラ認定を目指し、特産品の開発に取り組む事業

## 申請期間

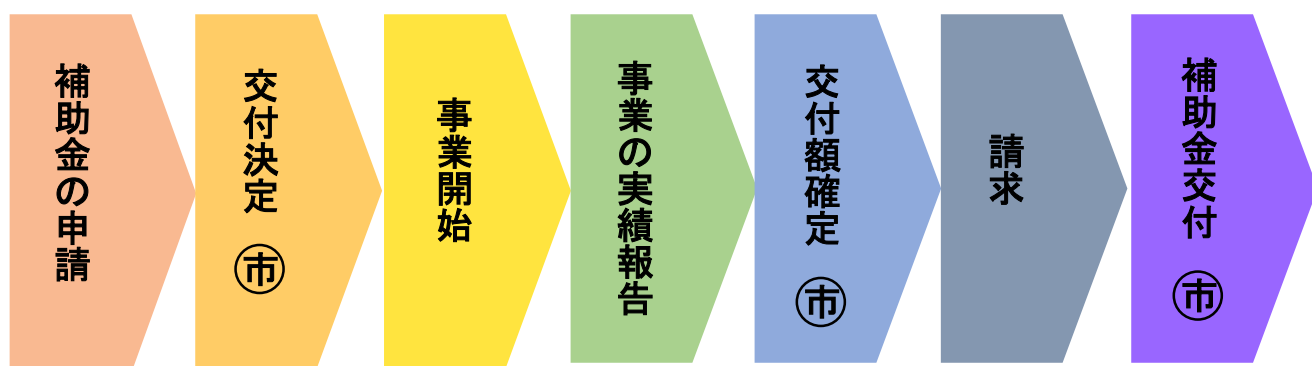
申請書類(4/4ページ)は令和 5年 7月 19日(水)までに  
八幡市役所 商工観光課へご持参ください。

書式は市ホームページよりダウンロードできます。

ホームページ：<https://www.city.yawata.kyoto.jp/0000007941.html>

※申請後に交付決定を待たず事業実施の必要性が生じた場合は、事前着手届の提出が必要です。

## 交付の流れ



## 交付決定

補助金申請後、市において申請内容の評価・審査の上、採択の可否を文書にて通知いたします。(8月下旬目処)

補助金は予算の範囲内で交付するため、申請された金額を下回る額で交付することがあります。

※事業の実績報告は、令和6年3月11日(月)までにご持参ください。3月12日(火)以降にご持参となる場合は、事前にご連絡いただきますようお願いいたします。

## その他 京都府の補助金

○京都府補助金Web <http://shindan-kyoto.com/shien-navi/>

○商店街創生センター <http://syoutengai-c.com/>

# 商業活性化補助制度における対象経費

## 1. 八幡で買おう応援事業（1事業者あたり2回まで補助対象とします）

来客の増加が図られ地域の賑わい創出に寄与する事業に係る経費

- 例：○集客のためのイベント（七夕、ハロウィン、クリスマス）  
○大売り出しセール  
○スタンプラリー、ウォークラリー  
○朝市、夜市、地産地消イベント  
○広告宣伝費    ○設営費    ○景品代    ○レンタル代  
○パフォーマー代    ○キッチンカー委託料    等

※ただし、物販等に関する仕入れ費は対象外

## 2. 八幡を広めよう応援事業（1事業者あたり2回まで補助対象とします）

展示会への出展に係る各種経費

- 例：○出展料    ○装飾費    ○広告宣伝費    ○梱包運搬費  
○旅費    ○通訳費    等

## 3. 八幡を整えよう応援事業

京都府 商店街にぎわい施設・設備整備事業の対象となる事業に係る経費

- 例：○街灯    ○アーケード    ○公衆無線LAN    ○看板  
○防犯カメラの整備    等

## 4. 八幡で始めよう応援事業

①市内での創業又は第二創業に係る経費（事業継承に係る経費を含む。以下同じ。）のうち、家賃を除くもの

- 例：○広告宣伝費    ○設備費    ○マーケティング調査費    等

※第二創業とは「事業承継を契機として既存事業以外の新事業を開始すること」としています。

②市内での創業又は第二創業に係る経費のうち、家賃

対象地域：市内の商業地域、近隣商業地域に限る

## 5. 八幡で作ろう応援事業

新たなヤワタカラ認定を目的とした特産品の開発に係る経費

- 例：○原材料    ○設備費    ○マーケティング調査費    等

※ただし、広告宣伝費は対象外

ヤワタカラホームページ：<https://www.city.yawata.kyoto.jp/0000007532.html>

## 主な対象外経費

手数料：銀行等への振込手数料、代引き手数料、道路使用許可等の申請に係る手数料 等

備品：汎用性の高い備品（車両、パソコン、プリンター、カメラなど補助目的以外の他の機会でも使用できるもの）の購入に係る経費、レンタルにより事業実施可能な備品（テント、音響機材、プロジェクターなど）の購入に係る経費 等

その他：人件費（経常的なもののみ）、飲食に係る経費、著作権・意匠登録等権利の取得に係る経費、経常的な団体運営に要する経費（電話代、光熱水費、ガソリン代など経常的な経費との区分ができない経費を含む） 等

上記以外で公金で補助することが不適切と考えられる経費等

## 申請時の提出書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) (2) の費用の根拠がわかる書類  
※あれば提出してください。
- (4) 申請者が法人又は団体である場合は、規約、定款、会則又はこれらに準ずる書類
- (5) その他市長が必要と認めるもの

## その他追加書類

- |  |              |
|--|--------------|
| 2 八幡を広めよう応援事業<br>4 八幡で始めよう応援事業<br>5 八幡で作ろう応援事業 | } いずれかを申請の場合 |
| (1) 市税等情報確認承諾書                                 |              |
| 3 八幡を整えよう応援事業を申請の場合                            |              |
| (1) 事業実施に係る見積書、計画図及び導入設備の内容が確認できるもの            |              |
| (2) 事業実施場所の位置図及び現況写真                           |              |
| (3) 事業実施に当たり、法律上の許可が必要な場合はその写し                 |              |

## 実績報告時の提出書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 事業実施内容が分かる写真
- (5) その他市長が必要と認めるもの

## その他追加書類

- 3 八幡を整えよう応援事業を申請の場合
- (1) 補助事業に係る工事の明細書又は請求書

## 審査評価基準

次の基準により総合的に評価します。

### ①目的、成果目標

- ・ 目的設定に至った背景や動機の妥当性
- ・ 成果目標の具体性

### ②取組内容

- ・ 補助事業の計画内容や手法、スケジュールの具体性

### ③取組に関する体制

- ・ 補助事業実施のための体制（財務状況、人材、技術等）の妥当性

### ④地域への波及、発展性

- ・ 地域経済や賑わい創出へ効果的な波及の可能性
- ・ 補助事業が地域課題の解決に資するようなモデルに発展する可能性

### ⑤費用対効果

- ・ 補助事業の費用対効果の妥当性

## 申請・お問い合わせ窓口

八幡市役所 建設産業部 産業振興室 商工観光課 TEL: 075-983-2853